

港長公示神第 6-1 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により、公示する。

令和 6 年 7 月 3 日

阪神港長



阪神港神戸区第 3 区及び尼崎西宮芦屋区第 2 区における航泊の禁止について

阪神港神戸区第 3 区及び尼崎西宮芦屋区第 2 区において、花火の打ち上げ行事が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（当該行事に従事する船舶、官公庁用船舶を除く。）する。

記

1 期 間

令和 6 年 7 月 27 日午後 7 時 30 分から午後 8 時 50 分までの間

2 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A 点 34-42-30.37N 135-18-23.83E

B 点 34-42-30.23N 135-18-19.46E

C 点 34-42-20.61N 135-18-20.49E

D 点 34-42-17.56N 135-18-43.82E

E 点 34-42-20.21N 135-18-43.51E

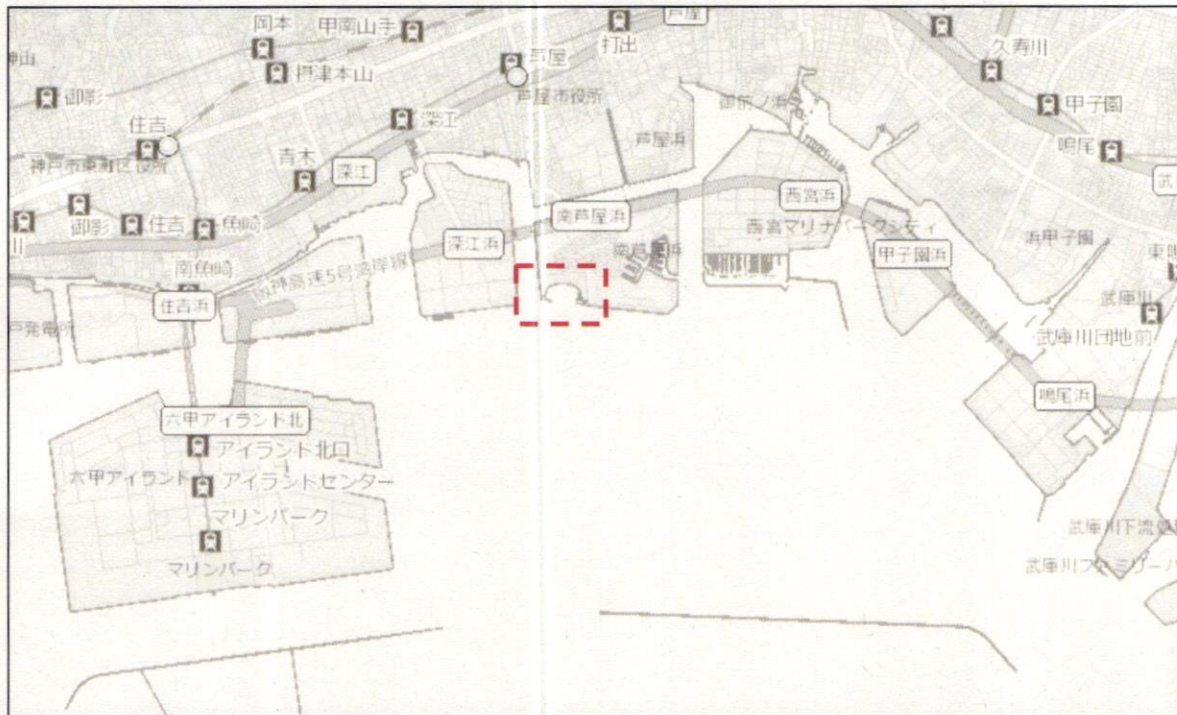
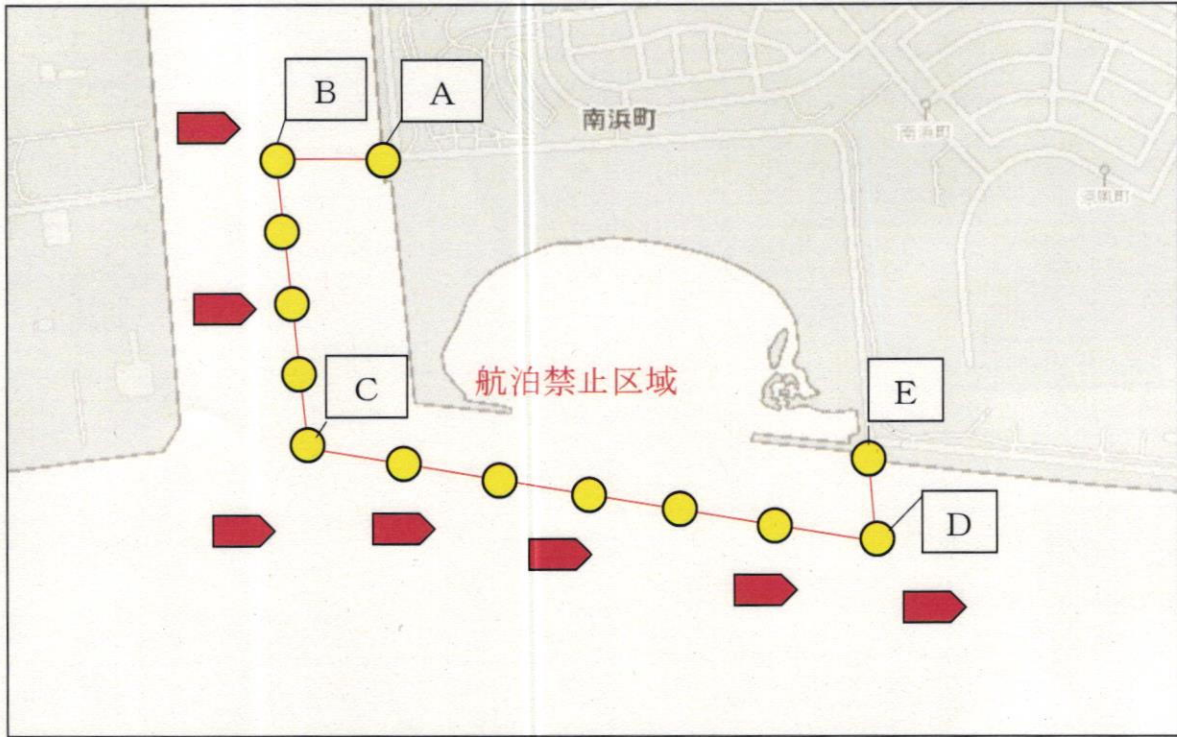
3 標 識

B 及び C、D 点並びに同点間には黄色灯浮標（単 4 秒に 1 閃光・光達距離 4 キロメートル）が、A 点及び E 点には黄色標識灯（単 4 秒に 1 閃光・光達距離 4 キロメートル）が設置されている。

4 警 戒 船

上記区域周辺には、警戒船が 7 隻配備されている。
警戒船には、青色の閃光灯が掲げられている。

区域図(略図)



凡例

- 黄色灯浮標及び標識灯(単4秒に1閃光・光達距離4キロメートル)
- ➡ 警戒船